

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
I 共通編 1. 総則 (略) 1.1.7 契約金額の変更 契約金額の変更は、契約書第 20 条の規定によるものとする。 (略) 1.1.25 ワンデーレスポンス 1. 原則として水道工事標準仕様書を適用する全ての工事において実施するものとする。 2. 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の	I 共通編 1. 総則 (略) 1.1.7 契約金額の変更 契約金額の変更は、契約書第 20 条の規定によるものとする。<u>ただし、請負金額の変更は広域連合企業団の単価で行い、前設計見積工事価格（請負金額から消費税相当額を減じた額）の3%以内で25万円を超過しないものの増額分については変更しないものとする。ただし、減額の場合は除く。</u> (略)	(変更) (追加)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 (略) 1.2.5 施工計画書 1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、その内容を遵守し工事の施工にあたらなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。） (8) 施工管理計画（品質管理、工程管理、出来形管理） (9) 安全管理（安全研修訓練を含む） (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (16) その他 (略)	(略) 1.2.5 施工計画書 1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、その内容を遵守し工事の施工にあたらなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。） (8) 施工管理計画（品質管理、工程管理、出来形管理） (9) 安全管理（安全研修訓練を含む） (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 <u>(15) 道路使用許可書（写）(16) 特定建設作業実施届出書（写）</u> <u>(17) その他</u> (略)	(変更)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
1. 2. 22 建設副産物の処理 1～3 省略 4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておかなければならない。 なお、各書類は、特記仕様書等により、「コブリス・プラス」を利用し、適正に登録・作成しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (略)	1. 2. 22 建設副産物の処理 1～3 省略 4. <u>受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき請負金額 100 万円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、電子データ（建設リサイクルデータ統合システム－COBRIS（コブリス）－）とともに提出しなければならない。また、「資源有効利用促進法」に基づき「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」を公衆の見えやすい場所へ掲示しなければならない。</u> (略)	(変更)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄
V 工事関係要領等 23. 受注者提出資料 1～3 省略					V 工事関係要領等 23. 受注者提出資料 1～3 省略					
主な提出書類一覧表					主な提出書類一覧表					
	名 称	提 出 期 限	提 出 部 数	摘 要		名 称	提 出 期 限	提 出 部 数	摘 要	
1	工事着手届	契約後 7 日以内	2	様式－ 1	1	工事着手届	契約後 7 日以内	2	様式－ 1	
2	主任技術者等選任通知書	〃	2	広域連合企業団建設工事適正化指導要綱に定める様式第 7 号による。	2	主任技術者等選任通知書	〃	2	広域連合企業団建設工事適正化指導要綱に定める様式第 7 号による。	
3	工事工程表	〃	2		3	工事工程表	〃	2		
4	保安施設図	〃	2		4	保安施設図	〃	2		
5	工事カルテ受領書(写)	仕様書 1.2.23 による。	1		5	工事カルテ受領書(写)	仕様書 1.2.23 による。	1		
6	特定作業届	必要のつど			6	特定作業届	必要のつど			
7	施工計画書	契約後 30 日以内 (原則)	1	変更等がある場合は、監督職員の指示による。	7	施工計画書	契約後 30 日以内 (原則)	1	変更等がある場合は、監督職員の指示による。	
8	建退共掛金収納書	〃	1		8	建退共掛金収納書	〃	1		
9	下請業者選定通知書	下請契約後 2 週間以内	2	広域連合企業団建設工事適正化指導要綱に定める様式による。	9	下請業者選定通知書	下請契約後 2 週間以内	2	広域連合企業団建設工事適正化指導要綱に定める様式による。	
10	施工体制台帳	〃	2	〃	10	施工体制台帳	〃	2	〃	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄
11	施工体系図	〃	2	〃	11	施工体系図	〃	2	〃	(追加)
12	工期延期願	必要の都度	2	様式－2	12	工期延期願	必要の都度	2	様式－2	
13	工事打合簿	〃	2	様式－3	13	工事打合簿	〃	2	様式－3	
14	確認・立会願	〃	2	様式－4	14	確認・立会願	〃	2	様式－4	
15	工事履行報告書	監督職員の指示による。	2	様式－5	15	工事履行報告書	監督職員の指示による。	2	様式－5	
16	材料確認願	必要の都度	2	様式－6	16	材料確認願	必要の都度	2	様式－6	
17	支給材料受領書	受領の都度	1	様式－7	17	支給材料受領書	受領の都度	1	様式－7	
18	支給材料返納書	返納の都度	1	様式－8	18	支給材料返納書	返納の都度	1	様式－8	
19	現場発生品調書	監督職員の指示による。	1	様式－9	19	現場発生品調書	監督職員の指示による。	1	様式－9	
20	請負代金額の変更申請書	必要の都度	2	様式－10	20	請負代金額の変更申請書	必要の都度	2	様式－10	
21	出来形部分検査願	検査希望日の14日前	2	様式－11	21	出来形部分検査願	検査希望日の14日前	2	様式－11	
22	工事完成通知書	工事が完成した日	2	様式－12	22	工事完成通知書	工事が完成した日	2	様式－12	
23	工事目的物引渡申出書	〃	2	様式－13	23	工事目的物引渡申出書	〃	2		
24	工事完成図	〃	1	作成は、19.工事完成図作成要領による。	24	工事完成図	〃	1	作成は、19.工事完成図作成要領による。	
25	工事完成図(製本)	〃	3	監督職員の指示による。	25	工事完成図(製本)	〃	3	監督職員の指示による。	
26	工事記録写真帳	〃	1	他機関の指示がある場合は、監督職員の指示による。	26	工事記録写真帳	〃	1	他機関の指示がある場合は、監督職員の指示による。	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄
27	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	2	様式－14	27	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	2	様式－13	(変更)
28	建設副産物等処理調 書	工事完成時	2	様式－15	28	建設副産物等処理調 書	工事完成時	2	様式－14	(変更)
29	再生資源利用促進 計画書	工事着手前	1	建設リサイクルガイドラ イン様式による	29	再生資源利用促進 計画書	工事着手前	1	建設リサイクルガイドラ イン様式による	(変更)
30	再生資源利用促進 実施書	工事完成時	1	〃	30	再生資源利用促進 実施書	工事完成時	1	〃	
31	前払金申請書	必要の都度	2		31	前払金申請書	必要の都度	2		
32	前払金請求書	〃	2		32	前払金請求書	〃	2		
33	工事完成、部分払 請求書	〃	2		33	工事完成、部分払 請求書	〃	2		
34	工事出来高数量 内訳書	〃	1		34	工事出来高数量 内訳書	〃	1		
35	事故発生報告書	その都度	2		35	事故発生報告書	その都度	2		
36	承諾図書	必要の都度	2		36	承諾図書	必要の都度	2		
[注]上記に定めのない様式については水道工事書類作成マニュアルに よるものとする。 (略)					[注]上記に定めのない様式については土木工事書類作成マニュアルに よるものとする。 (略)					(変更)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
様式－１３ 様式－13 年 月 日 様 住 所 氏 名 工 事 目 的 物 引 渡 申 出 書 下記工事については、建設工事請負契約約款第3.2条第2項の規定による工事の完成を確認する検査が完了したので、引渡したく申出ます。 記 1 工 事 番 号 2 工 事 名 3 工 事 場 所 4 契 約 年 月 日 年 月 日 5 検 査 年 月 日 年 月 日 6 引 渡 年 月 日 年 月 日 - 379 -		(追加)

改 正 後	改 正 前	備考欄
-------	-------	-----

様式-14

様式-14

建設副産物処理承認申請書

工事名 _____ 工 期 年 月 日～ 年 月 日 受注業者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処分期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物 処分場所	建設発生土(m ³)	路盤盛材(m ³)	アスコン(トン)	コンクリート(トン)		
所在地						
電話番号						
地 目	—	—	—	—	—	—
面積×高さ	m ² × m	—	—	—	—	—
処理業の 許可番号	—					
許可期限	—	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地転用等 許可番号	—	—	—	—	—	—
処分数量	m ³	m ³	トン	トン		
処分費用	円/m ³	円/m ³	円/トン	円/トン		
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者 下請業者名	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請
同電話番号						
収集運搬 許可番号	—					

(注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処分地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設副産物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処分費用とは、運搬費を含まない単位当たり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

- 393 -

[illegible]

様式-13

様式-13

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名 _____ 工 期 年 月 日～ 年 月 日 受注業者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処分期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物	建設発生土(m ³)	路盤 盛 材(m ³)	アスコン 瀝(トン)	コンクリート瀝(トン)		
処分場所						
所在地						
電話番号						
地 目						
面積×高さ	m ² × m					
処理業の						
許可番号						
許可期限	— 年 月 日	— 年 月 日	— 年 月 日	— 年 月 日	— 年 月 日	— 年 月 日
農地転用等	—	—	—	—	—	—
許可番号						
処分数量	m ³	m ³	トン	トン		
処分費用	円/m ³	円/m ³	円/トン	円/トン		
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請
下請業者名						
同電話番号						
収集運搬						
許可番号	—					

(注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処分地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処分費用とは、運搬費を含む単位当たり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

- 393 -

[illegible]
